

社会福祉法人聖和むつみ会
老人短期入所生活介護　メイサムフレール　運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人聖和むつみ会（以下「事業者」という。）が開設する老人短期入所生活介護　メイサムフレール（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕の事業（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態〔介護予防にあっては要支援状態〕にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕という。」）に対し、適正な短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

（サービスの運営方針）

第2条 サービスの実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 事業所の職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業所の職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 サービスの実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 サービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称　　老人短期入所生活介護　メイサムフレール
- （2）所在地　神奈川県厚木市愛甲2 1 9 3 番 1

（利用定員）

第4条 事業所の利用定員は15人とする。なお、本体施設である介護老人福祉施設の居室に空床があった場合には、本体施設の定員の範囲内で指定短期入所生活介護等のサービスを提供する。

2 事業所は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 常勤1名(兼務)

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員にサービスに関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 職員

医師 非常勤1名(兼務)

医師は、利用者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

生活相談員 常勤1名以上(兼務)

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、サービス計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

介護職員 常勤換算14名以上(兼務)

介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

看護職員 常勤換算1名以上(兼務)

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

管理栄養士 1名以上(兼務)

管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導等を行う。

機能訓練指導員 1名(兼務)

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練指導、助言を行う。

2 前項に掲げる者のほか、施設の運営上必要な従業員を配置するものとする。

(短期入所生活介護等計画の作成)

第6条 相当期間(概ね4日)以上継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。

2 短期入所生活介護等計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得る。

3 短期入所生活介護等計画を作成したときは、当該短期入所生活介護等計画を利用者に交付する。

(指定短期入所生活介護等の取り扱い方針)

第7条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等の利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活に必要な援助を行うものとする。

2 事業所は、相当期間(概ね4日)以上にわたり継続して入所する利用者について、短期入所生活介護計画に基づき、サービスの提供を適切に行うとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。

3 事業所は、指定短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うものとする。

4 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」をいう。）を行なわないものとする。

5 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

6 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（介護）

第8条 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術を持って行うものとする。

2 事業所は、1週間に2回以上適切な方法により利用者を入浴させ、または清拭を行うものとする。

3 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。

5 事業所は、前各項のものの他、利用者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行うものとする。

6 事業所は、常時1人以上の常勤の看護職員を介護に従事させるものとする。

7 事業所は、事業所に対し、その負担により当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。

（食事の提供）

第9条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行なうものとする。

2 事業所は利用者の食事に際し、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援するものとする。

（相談及び援助）

第10条 事業所は、常に入所者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

第11条 事業所は、教養又は娯楽に係る設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2 事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。

3 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保することに努めるものとする。

（機能訓練）

第12条 事業所は、利用者の心身の状況等に応じ、必要に応じて日常生活を営むために必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

（健康管理）

第13条 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置をとるものとする。

（相談及び援助）

第14条 事業所は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（衛生管理等）

第15条 事業所は、サービスを提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、サービスにおいて感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（掲示）

第16条 事業所は、運営規程の概要・職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認める重要事項を掲示するものとする。

（サービスの内容）

第17条 サービスの内容は次のとおりとする。

（1）利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚

葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。

（２）従事者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

（利用料その他の費用の額）

第１８条 短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護サービスが法定代理受領であるときは、その１割～３割の額とする。

２ 費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第３項第１号から第４号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

３ 前項に掲げる利用料のほか、短期入所生活介護サービスの提供に当たり、滞在費、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けることができるものとする。

なお、上記の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（又は記名押印）を受けることとする。

（１）滞在費 個室 １日 3,000 円、多床室 １日 610 円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

（２）食費 朝食 650 円、昼食 980 円（おやつ代を含む）、夕食 870 円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

（３）その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用

詳細は別表のとおりとする。

４ 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載した領収書等を利用者に対して交付することとする。

（緊急時等における対応方法）

第１９条 事業所は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることともに、管理者に報告する。

２ 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第20条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。

（苦情処理）

第21条 サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業所は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という）から文書の提出等が求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業所は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第22条 通常の送迎の実施地域は、厚木市、伊勢原市、清川村、平塚市（うち大島・吉蔭・大神・田村・横内・小鍋島）の区域とする。

（非常災害対策）

第23条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第24条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第25条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束)

第26条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を全て満たすこと)を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第27条 職員は、利用者に対して職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 職員は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活进行すること。
- (2) 火気の取扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(その他運営についての留意事項)

第28条 事業者は、職員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため

研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修 採用後６ヶ月以内

（２）継続研修 概ね月１回（年間事業計画による）

２ 職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

３ 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

４ 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

５ 事業所は、サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は保存するものとする。

６ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 １年 １月 ４日から施行する。

この規程は、令和 ３年 ４月 １日から施行する。

この規程は、令和 ４年 ４月 １日から施行する。

この規程は、令和 ５年 ４月 １日から施行する。

この規程は、令和 ６年 ４月 １日から施行する。

(別表) 老人短期入所生活介護 メイサムフレール 料金表							R6. 8. 1
法定代理受領の場合は、下記金額の1割、2割又は3割。							
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による)					地域加算		10. 83
介護保険給付対象サービスの利用料			単位数	利用料			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
介護予防 短期入所生活 介護費	要支援1	1日につき	451	4,884円	489円	977円	1,466円
	要支援2	1日につき	561	6,075円	608円	1,215円	1,823円
短期入所 生活介護費	要介護1	1日につき	603	6,530円	653円	1,306円	1,959円
	要介護2	1日につき	672	7,277円	728円	1,456円	2,184円
	要介護3	1日につき	745	8,068円	807円	1,614円	2,421円
	要介護4	1日につき	815	8,826円	883円	1,766円	2,648円
	要介護5	1日につき	884	9,573円	958円	1,915円	2,872円
夜勤職員配置加算(Ⅰ)【従来型】※		1日につき	13	140円	14円	28円	42円
若年性認知症利用者受入加算		1日につき	120	1,299円	130円	260円	390円
送迎加算		片道につき	184	1,992円	200円	399円	598円
緊急短期入所受入加算※		1日につき	90	974円	98円	195円	293円
療養食加算(1日につき3回を限度)		1回につき	8	86円	9円	18円	26円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		1日につき	18	194円	20円	39円	59円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		1月につき	10	108円	11円	22円	33円
介護職員等処遇改善加算(R6.6～)		当該月の利用料合計×14%×10.83			左記の1割	左記の2割	左記の3割
※介護予防を除く							
介護保険給付対象外サービスの利用料		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	
滞在費	従来型個室 (1日あたり)	380円	480円	880円	880円	3,130円	
	多床室 (1日あたり)	0円	430円	430円	430円	740円	
食費	朝食 (1食あたり)	650円	650円	650円	650円	650円	
	昼食 (1食あたり) ※おやつ代を含む	980円	980円	980円	980円	980円	
	夕食 (1食あたり)	870円	870円	870円	870円	870円	
	上記食費の負担限度額 (1日あたり)	300円	600円	1,000円	1,300円		
外出付添サービス(職員1人につき)		1回につき	1,000円				
買物代行サービス		1件につき	1,000円				
DVD(写真データ)		1枚につき	200円				
電気使用料	テレビ	1日につき	5円				
	冷蔵庫	1日につき	23円				
	加湿器	1日につき	9円				
	電気毛布	1日につき	3円				
その他日常生活上の便宜に係る費用	特別食	1食あたり	実費				
	理美容代	1回につき	実費				
	インフルエンザ予防接種費用		実費				
	嗜好品		実費				
	クリーニング代		実費				
	利用者の希望により施設が提供する日用品費		実費				
	行政手続代行		実費				
	特別な行事費等		実費				